

諮問番号：令和4年度 諮問第6号及び第7号

答申番号：令和5年度 答申第1号

答 申 書

第1 本審査会の結論

令和4年度諮問第6号及び第7号事件のいずれも、裁決についての「本件審査請求を棄却する」との審査庁の判断は、妥当である。

第2 主張の要旨

1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

請求人は、次の(1)から(3)までの理由により、令和4年7月22日付け戸籍の附票の写しの不交付決定処分（以下「本件処分1」という。）及び同日付け消除された住民票（以下「除票」という。）の写しの不交付決定処分（以下「本件処分2」という。）の取消しを求めている。

(1) 本件処分1及び本件処分2に係る通知を受け、札幌市住民基本台帳条例（平成17年条例第9号。以下「条例」という。）第16条第1項の規定による措置（以下「支援措置」という。）の手続が行われていることが発覚したが、今まで請求人の母（以下「母」という。）のためにしてきたことが全く無意味であったと思うと残念でならない。

(2) 請求人の事情を全く聴かずに、母だけの意見を鵜呑みにして支援措置をされてしまい、非常に困っており、納得できない。

(3) 請求人の家族の生活が懸かっているので、支援措置を取り下げていただきたい。

2 処分庁（本件処分1にあつては札幌市〇区長、本件処分2にあつては札幌市〇区長）の主張の要旨

(1) 母は、住所地の市町村長に対し、請求人を加害者として支援措置申出書を提出し、その際に、併せて本籍地及び前住所地の市町村長に対して支援措置を実施することを求めたことから、支援の必要性を確認した住所地の市町村長（以下「当

初受付市町村長」という。) から、処分庁宛てに支援措置申出書の写しが転送されたものである。

- (2) 処分庁は、これを受けて、母について支援措置を実施することを決定したものであり、当該支援措置は請求人から令和4年7月12日付け母の戸籍の附票の一部証明の写し(以下「本件附票の写し」という。)の交付の請求(以下「本件交付請求1」という。)及び同日付け母の除票の写しの交付の請求(以下「本件交付請求2」という。)がされた時点でも引き続き実施されていた。
- (3) 請求人は、本件附票の写し及び母の除票の写しの使用目的を、自動車・土地の名義変更、家のリフォーム代の請求等に際し母の現住所を把握する必要があるためとしているが、札幌市住民基本台帳条例施行規則(平成17年規則第32号。以下「規則」という。)第5条で定める加害者による戸籍の附票の写しの交付の請求等を拒否しない場合に該当しないことは明らかである。
- (4) 以上のとおり、本件処分1及び本件処分2に違法又は不当な点は認められず、これらに係る審査請求にはいずれも理由がないから、棄却されるべきである。

第3 審理員意見書の要旨及び審理員審理の経過

1 審理員意見書の要旨

(1) 事案の概要

- ア 令和4年3月30日、請求人は、処分庁に対し、自動車・土地の名義変更、家のリフォーム代の請求などのため母の現住所を把握することを目的として、本件附票の写しの交付を請求した。
- イ 同日、処分庁は、本件附票の写しには母の住所地が記載されているところ、母は、自身を被害者、請求人を加害者として、条例第15条第1項第3号に該当するとして同項の規定による支援措置の実施を求める旨の申出(以下「支援措置の申出」という。)を行い、処分庁が当該支援措置の申出に理由があると認めていたことから、請求人に対し、本件附票の写しを交付することはできない旨を説明した。
- ウ 令和4年7月12日、請求人は、上記アと同じ目的で、本件交付請求1及び本件交付請求2を行った。
- エ 同日、処分庁は、請求人に対し、上記イと同じ理由により、本件附票の写し

及び母の除票の写しを交付することはできない旨を説明した。

これに対して、請求人は、これらを交付できないのであれば、それぞれについて不交付決定処分を行い、書面により通知するよう求めた。

オ 令和4年7月22日、処分庁は、本件処分1及び本件処分2を行った。

カ 令和4年8月16日、請求人は、本件処分1及び本件処分2に対し、それぞれ審査請求を行った。

(2) 判断

処分庁が、当初受付市町村長から支援措置申出書の転送を受けたことをもって支援措置の必要性を認定したことに違法又は不当な点は認められず、加害者による戸籍の附票の写しの交付の請求等を拒否しない場合について定めた規則第5条の規定が適用されるのは極めて限られると解することが妥当であることから、請求人が提示した利用目的について同条各号のいずれにも該当しないとした処分庁の判断に裁量権の逸脱又は濫用があるとは認められない。

処分庁が、条例第16条第1項第2号及び第3号の規定に基づき、法第20条第5項において準用する法第12条第6項に規定する不当な目的によるものとして本件交付請求1を拒んだこと及び法第15条の4第3項に規定する当該申出を相当と認めるときに該当しないものとみなして本件交付請求2を拒んだことに違法又は不当な点はないものと判断される。

2 審理員審理の経過（日付は、令和4年）

9月1日	審査庁（札幌市長）が、請求人が行ったこれらの審査請求に係る審理員2名をそれぞれ指名し、その旨を審理関係人に通知
10月3日 及び4日	処分庁が、審理員宛てに弁明書を提出
11月9日	審理手続の終結（審理関係人に対し、審理手続を終結した旨及び審理員意見書等を審査庁に提出する予定時期を通知）
11月16日	審理員意見書を事件記録等と共に審査庁に提出

第4 裁決書案の要旨

前記第3の1(2)と同旨である。

第5 本審査会調査審議の経過（日付は、令和5年）

3月3日	審査庁が、本審査会に諮問
3月22日	第1回調査審議（令和4年度第5回札幌市行政不服審査会） ※諮問第6号及び第7号事件に係る調査審議の手続を併合
5月23日	第2回調査審議（令和5年度第1回札幌市行政不服審査会）

第6 本審査会の判断の理由

1 調査審議の手続の併合

本件処分1及び本件処分2は、いずれも請求人を名宛人とし、支援措置の申出を行った母の住所地が記載されている書類の不交付決定処分であり、事案の内容及び争点が共通するものであるため、調査審議の手続を併合することとした。

2 本審査会の判断の理由

市町村が備える戸籍の附票に記録されている者又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属は、当該市町村の市町村長に対し、これらの者に係る戸籍の附票の写しの交付を請求することができるとされ（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）第20条第1項）、市町村長は、当該請求が不当な目的によることが明らかなきときは、これを拒むことができるとされている（同条第5項において準用する法第12条第6項）。

また、市町村長は、当該市町村が保存する除票について、自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するために除票の記載事項を確認する必要がある者等から、除票の写しで除票基礎証明事項（法第7条第1号から第3号まで及び第6号から第8号までに掲げる事項その他政令で定める事項をいう。）のみが表示されたもの等が必要である旨の申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、当該申出をする者に当該除票の写し又は除票記載事項証明書を交付することができるとされている（法第15条の4第3項）。

なお、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市に対する除票の写し等の交付に係る規定である法第15条の4第3項の適用については、区及び総合区を市と、区及び総合区の区域を市の区域と、区長及び総合区長を市長とみなすとされ（法第38条第1項及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第31条第1項）、当該指定都市について法の規定を適用す

る場合には、戸籍の附票の写しの交付に係る規定である法第20条第1項中「市町村が備える戸籍の附票」とあるのは「区長が作成した戸籍の附票」と、「市町村長の」とあるのは「区長の」と、「市町村の市町村長」とあるのは「区の区長」と読み替えるとされている（法第38条第2項及び同令第31条第2項）。

札幌市が備える住民基本台帳に記録され、又は札幌市が作成する戸籍の附票に記載されている者で、特に生命若しくは身体に危害を及ぼす暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動を受けるおそれのある者等は、当該住民基本台帳又は戸籍の附票を備える区の区長に対し、区長が行う戸籍の附票の写しの交付、除票の写し等の交付等に関し、支援措置の申出をすることができるとされている（条例第15条第1項）。

そして、区長は、支援措置の申出に理由があると認めるときは、当該申出を行った者（以下「支援措置申出者」という。）等に対して支援措置を実施することができるとされており、支援措置申出者に係る加害者が判明している場合において、当該加害者が支援措置申出者等に係る戸籍の附票の写しの交付を請求し、又は除票の写し等の交付を申し出たときには、規則で定める場合を除き、法第20条第5項において準用する法第12条第6項に規定する不当な目的によるものとみなして当該請求を拒み、又は法第15条の4第3項に規定する当該申出を相当と認めるときに該当しないものとみなして当該申出を拒むことができるとされている（条例第16条第1項第2号及び第3号）。

なお、この「規則で定める場合」は、加害者が官公署に対する申請等を行う場合で、住民票の写し等の交付等がその申請等を行うために必要不可欠であるとき及びその他区長が請求に応じる必要があると特に認める場合とするとされている（規則第5条）。

そこで、本件について見ると、処分庁は、当初受付市町村長から支援措置申出書の写しの転送を受け、母から支援措置の申出があったものとして、条例第16条第1項の規定に基づき、母に対し、令和4年3月25日から令和5年3月24日の期間について、支援措置を実施することを決定したことが認められる。

この点、請求人は、請求人の事情を全く聴かずに、母だけの意見を鵜呑みにして支援措置をされてしまい、非常に困っており、納得できない旨を主張する。

しかしながら、支援措置申出書の写しにおいて、「加害者」の欄に請求人の氏名

が記載されていること、「申出者の状況」の欄の「犯罪等により、自己の生命又は身体に対する重大な被害を受ける可能性があり、かつ、加害者が、その住所を探索する目的で、住民基本台帳法上の請求を行う恐れがある」という項目が選択されていること及び母が令和4年3月24日に警察署、配偶者暴力相談支援センター、児童相談所等の機関に相談した旨が記載されていることに加え、「相談機関等の意見」の欄に当該機関の把握している状況として「人身安全関連事案(息子からの暴力)」との記載があることを踏まえると、当初受付市町村長においては、母の意見だけでなく、当該機関の意見も確認していることが認められる。

そして、当初受付市町村長から支援措置申出書の写しの転送を受けた市町村長は、原則として、当初受付市町村長が支援の必要性があることを確認したことをもって、当該転送を受けた市町村長における支援の必要性もあることとする取扱いとして差し支えないとされていることを踏まえると(住民基本台帳事務処理要領について(昭和42年10月4日付け法務省民事甲第2671号、保発第39号、庁保発第22号、42食糧業第2668号(需給)、自治振第150号法務省民事局長、厚生省保険局長、社会保険庁年金保険部長、食糧庁長官、自治省行政局長通達)第5の10オ)、処分庁が、当初受付市町村長による支援の必要性の確認をもって、母を条例第15条第1項第3号に該当する者と認定し、支援措置の申出に理由があると認めたことについて、違法又は不当な点は認められない。

次に、第2回調査審議における審査庁の説明から、処分庁は、本件交付請求1及び本件交付請求2が行われた際、請求人が当面の間、自動車・土地の贈与等を理由とする官公署に対する申請等を行う予定がないことを確認したことが認められるため、処分庁が、支援措置の除外事由である規則第5条で定める場合に該当しないと判断したことについて、違法又は不当な点は認められない。

その他、本件処分1及び本件処分2にこれらを取り消すべき違法又は不当な点は認められず、また、審理員の審理手続についても、適正なものと認められる。

よって、本審査会としては、前記第1のとおり結論付ける。

札幌市行政不服審査会

委員(会長)	片桐由喜
委員	中島正博
委員	津田智成